

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第18号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(試験及び選考の実施機関)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 人事委員会は、各任命権者に対し、第14条に規定する選考により採用することができる職のうち次に掲げる職への採用についての選考を実施する権限を委任する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第14条第5号から<u>第10号</u>までの規定に該当する職 (選考により採用することができる職)</p> <p>第14条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によることができる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p>	<p>(試験及び選考の実施機関)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 人事委員会は、各任命権者に対し、第14条に規定する選考により採用することができる職のうち次に掲げる職への採用についての選考を実施する権限を委任する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第14条第5号から<u>第11号</u>までの規定に該当する職 (選考により採用することができる職)</p> <p>第14条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によることができる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）第12条第12号又は第13号に掲げる場合における休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とし、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員をもって補充しようとする職で、選考による採用について人事委員会の定める基準を満たすもの</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。